平成 24 年４月 27 日
総務省　地デジチューナー支援実施センター
（株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイー　内）

地上デジタルテレビ放送用の簡易なチューナーの一般競争入札について

株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー（本社：東京都豊島区　代表取締役社長：大木　一夫）が、総務省の受信機器購入等支援事業として運営している「総務省 地デジチューナー支援実施センター」（以下「センター」といいます。）は、地上デジタルテレビ放送用の簡易なチューナーについて、下記のとおり一般競争入札を行いますので、お知らせします。

１　件名
　地上デジタルテレビ放送用の簡易なチューナーの一般競争入札について

２　一般競争入札の期間
　平成 24 年４月 27 日（金）～平成 24 年５月 18 日（金）

３　一般競争入札の申込先
　総務省　地デジチューナー支援実施センター
　（株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイー　内）

４　一般競争入札の内容
　一般競争入札の内容の詳細は、別紙１を参照してください。

総務省　地デジチューナー支援実施センター
全国統括事務所　総括グループ
担当　中島（栄）、齋藤
電話　０３－５２１７－９１１４

別紙１

地上デジタルテレビ放送用の簡易なチューナーの一般競争入札について

平成 24 年４月 27 日

総務省　地デジチューナー支援実施センター
（株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイー　内）

地上デジタルテレビ放送用の簡易なチューナー（以下「チューナー」といいます。）について、下記のとおり一般競争入札に付します。

記

１　入札対象

（１）アナログテレビに接続することにより、地上デジタルテレビ放送のみを視聴可能とする次のチューナーを対象とします。

①　株式会社バッファロー製チューナー　　型番 DTV-MIC110
②　株式会社ピクセラ製チューナー　　型番 PRD-BT106-PM1

（２）チューナーの仕様等については、別紙２／簡易なチューナーの仕様等を参照してください。

２　引渡方法

落札者からの代金及び配送に要する経費の支払いを確認後、落札者が指定する場所へ配送します。

３　引き取り期限

代金及び配送に要する経費の支払後、30 日以内とします。

４　現品確認

チューナーの現品確認を希望する場合は、次の事項を明記のうえ、入札期間内に「14 本件に関するお問い合わせ先」にＥメールで申し込んでください。

法人の場合：法人名、部署名、担当者氏名、連絡先、現品確認希望日
個人の場合：氏名、連絡先、現品確認希望日

５　競争参加資格

（１）当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

（２）次の各号の一に該当しない者であること。

①　公正な競争の執行を妨げた者、又は正当な事由無しに契約を履行しなかった者
②　落札後、契約を結ばなかった者、又は正当な事由無しに契約を履行しなかった者
③　当センターの業務を妨げた者
④　前各号の一に該当するため、当センターが不適当と認めた者を関与させた者
⑤　暴力団排除対象者（別紙３　１及び２のいずれかに該当する者）

６　一般競争入札の期間

平成 24 年４月 27 日（金）～平成 24 年５月 18 日（金）

7　競争参加方法

競争に参加する者は、「８　競争参加書類一式」（１部）を「14　本件に関するお問い合わせ先」に一般書留又は簡易書留を利用して郵送してください。

【注】不着防止の観点から、発送と同時に、「14　本件に関するお問い合せ先」にＥメールで競争参加書類一式を発送した旨を連絡してください。

8　競争参加書類一式

（１）競争参加資格確認書兼申込書（様式１）

（２）住所証明書等

①　法人の場合：法人登記簿謄本又は登記事項証明書、及び印鑑証明書（平成 24 年１月 27 日以降に発行されたもの）

②　個人の場合：住民票の写し、及び印鑑証明書（平成 24 年１月 27 日以降に発行されたもの）

（３）チューナーの活用計画書（様式任意）

9　競争参加条件

入札台数は、次の台数を超える必要があります。

（１）落札者がチューナーを第三者へ譲渡・交換・担保を行う場合

ア）イ）以外の場合

株式会社バッファロー製チューナー：14,400 台

株式会社ピクセラ製チューナー：10,240 台

イ）落札者が譲渡を行った相手が、再び、第三者に譲渡・交換・担保を行わず市場に流通しないと当センター（当社）が判断する場合

株式会社バッファロー製チューナー：1,000 台

株式会社ピクセラ製チューナー：1,000 台

（２）落札者がチューナーを第三者へ譲渡・交換・担保を行わない場合

株式会社バッファロー製チューナー：20 台

株式会社ピクセラ製チューナー：20 台

【注】譲渡：所有者の変更　　交換：他人の所有する他の財産との交換　　担保：担保権の設定

10　評価の方法

（１）競争参加者から郵送された競争参加書類一式に基づき評価します。

（２）チューナーの種別毎に譲渡先を決定します。

（３）有効な入札を行った者のうちから、当センターが定める予定価格以上の最高価格をもって応札をした者を、第一順位の譲渡先とします。ただし、同価格で応札した者が複数あった場合は、チューナーの希望台数の多い者を上位の順位の譲渡先とします。

（４）（３）の譲渡先の希望台数が、当センターの譲渡予定数に満たない場合は、二番目に高い価格で応札した者を（３）の譲渡先の次の順位の譲渡先とし、以下、譲渡予定数に達するか有効な応札をした者がなくなるまで同様とします。この場合、同価格で応札した者が複数あった場合の扱いは、（３）のとおりとします。

11　入札の日程

①　質問受付　　平成 24 年５月 11 日（金）正午までに、様式２／質問票に記入の上、Ｅメールで送信してください。

②　質問回答　　平成 24 年５月 14 日（月）17 時までに、指定された連

絡先へＥメールで回答を送信します。

③　応札締切り／書類提出期限　平成 24 年５月 18 日（金）まで（必着）です。期限は厳守してください。

④　結果仮通知　平成 24 年５月 25 日（金）17 時までにＥメール等で通知します。なお、チューナーを第三者へ譲渡・交換・担保を行わない競争参加者については、下記の結果通知のみを行います。

⑤　結果通知　平成 24 年６月中旬以降、個別に通知します。

12　注意事項

（１）競争参加者は、別紙３／暴力団排除に関する誓約事項に誓約したものと見做します。また、虚偽の誓約をした場合、又は誓約に反することとなった場合は、応札を無効とし、又は契約を締結しないものとします。

（２）競争参加資格が虚偽だった場合、又は競争参加資格に該当しなくなった場合は、応札を無効とし、又は契約を締結しないものとします。

（３）競争参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を禁止します。

（４）希望台数によっては、チューナーの種類が混在する場合があります。

（５）チューナーは本支援事業（(「13　その他」参照）に特化した仕様の外観等（※１）としていることから、「９　競争参加条件」中の（１）ア）の場合は、譲渡・交換・担保に先立ち、自身の責任においてチューナーメーカーと対応し、特化した仕様を改修する必要があります。チューナーメーカーとの対応が合意に至り、落札の旨の結果通知を受け取った後に、当社と売買契約を締結し、その後改修を実施してください。チューナーメーカー対応の当事者であることを明確にするために結果仮通知を実施します。

　また、チューナーメーカー対応は、結果仮通知の日から起算して４週間以内に完了させてください。なお、改修に係る経費については、改修開始前にチューナーメーカーに支払う必要があります。

※１：型番、転売禁止表示、取扱説明書、保証期間、個装箱、問い合わせ対応等
【注】改修期間は、１ケ月程度必要となります。

（６）「９　競争参加条件」中の（１）イ）の場合、及び（２）の場合は、特化した外観等の改修は必要ありませんが、市場流通しないよう適切に管理してください。また、この場合、メーカー無償保証期間は、当センターから落札者が指定する場所へ発送した日を起算日として１年間となります。

（７）結果仮通知後に譲渡を辞退する場合は、速やかに連絡してください。

（８）競争参加により知り得た情報について、当センターの事前の書面による承諾なくして第三者に開示できないものとします。

（９）郵送された書類等は返還できません。

（10）提供された個人情報は、「地上デジタルテレビ放送用の簡易なチューナーの一般競争入札」に関する問い合わせ、及び結果連絡のために使用します。本ホームページに掲載している株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイーが定める「お客様情報に係るプライバシーポリシー」を確認・同意のうえ、応札してください。

（11）入札により取得したチューナーを国外に持ち出す場合、あるいはチューナー等のうちプログラム等の技術を外国において提供し（技術情報が記載、記憶された文書、図面又は記憶媒体の国外持ち出し、及び電気通信による技術情報の国外送信を含む）、又は非居住者に提供する場合は、経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、関連法規に基づく、適正な手続きを自らの責任で行って下さい。

（12）チューナー又はその技術を（11）以外に提供する場合、チューナー又はその技術の違法輸出を予防するために、契約書・取扱説明書等にその旨明記する等の措置を取ってください。

13　その他

今回入札に付した地上デジタルテレビ放送用の簡易なチューナーは、株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー（本社：東京都豊島区　代表取締役社長：大木　一夫）が、総務省の受信機器購入等支援事業として経済的な理由で地上デジタル放送に対応できない世帯に対して支援を行うために取得したチューナーです。

なお、当該チューナーは補助金により取得した財産であるため、応札者への引き渡しに際しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第 22 条（財産処分の制限）の規定に基づく承認手続が必要となります。

14　本件に関するお問い合せ先

総務省　地デジチューナー支援実施センター
全国統括事務所　総括グループ
住　　所　〒170-0013　東京都豊島区東池袋 3-21-14　ＮＴＴ新池袋ビル８Ｆ
電　　話　03-5217-9114
Ｅメール　tuner-jyouto5217@ml.ntt-me.co.jp
担 当 者　中島（栄）、齋藤

以上

別紙２

簡易なチューナーの仕様等

メーカ名 ＼ 項目		バッファロー社製	ピクセラ社製	
		ＤＴＶ－ＭＩＣ１１０	ＰＲＤ－ＢＴ１０６－ＰＭ１	
動作電源電圧		AC 100～220V　50/60Hz	AC 90～110V　50/60Hz	
消費電力		最大　4.0W	動作時：3.0W	待機時：1.5W
動作環境		温度:0～40℃ 湿度:10～80％（結露なきこと）	温度:0～40℃ 湿度:10～80％（結露なきこと）	
本体外形寸法		W:110×D:103×H:24mm （突起物含まず）	W:117×D:91.3×H:38mm	
本体重量		165ｇ	140ｇ	
個装梱包箱寸法		W:210×D:174×H:24mm	W:215×D:165×H:60mm	
入力	ｱﾝﾃﾅ入力端子	F型ｺﾈｸﾀ　1系統（入力ｲﾝﾋﾟｰﾀﾞﾝｽ 75Ω）		
	受信周波数	90～770MHz		
	受信ﾁｬﾝﾈﾙ	VHF／UHF 1～62ch、CATV 13～63ch		
	ﾊﾟｽｽﾙｰ方式	周波数変換方式対応（VHF、SHB対応）		
	受信放送方式	地上ﾃﾞｼﾞﾀﾙ放送		
出力	映像/音声出力端子	RCA端子　1系統		
	映像	ｺﾝﾎﾟｼﾞｯﾄ映像[CVBS]信号（1.0Vp-p/75Ω終端時、ｲﾝﾋﾟｰﾀﾞﾝｽ75Ω）		
	音声	ｱﾅﾛｸﾞ音声信号　最大出力2.0Vrms（10kΩ終端時）		
電波の受信特性		ARIB STD214.8版（社団法人　電波産業会）「5.2.5受信ﾁｭｰﾅｰ部の特性」及び付属-10 2 DIRDの仕様について」を満たした受信性能		
法令適合／自主規制規格／ガイドライン等		『簡易ﾁｭｰﾅｰ』の仕様ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ準拠 （平成19年12月／総務省・社団法人ﾃﾞｼﾞﾀﾙ放送推進協議会より公表）		
		妨害電波制御　VCCI ClassB（家庭・住宅環境） （VCCI〔情報処理装置等電波障害自主規制協議会〕）		
		RoHS指令準拠（動作確認用乾電池を除く）		
付属品		① ﾁｭｰﾅｰ本体　１個 ② ﾘﾓｺﾝ本体　１個 ③ AC電源ｱﾀﾞﾌﾟﾀ　１個 ④ AVｹｰﾌﾞﾙ　１個 ⑤ B-CASｶｰﾄﾞ　１枚 ⑥ ﾘﾓｺﾝ用乾電池　２本 （動作確認用　単4） ⑦ ｼﾘｱﾙNoｼｰﾙ　１枚 ⑧ ﾏﾆｭｱﾙ　２枚 （かんたん操作、かんたん接続） ⑨ 保証書　１枚 （個装箱に添付）	① ﾁｭｰﾅｰ本体　１個 ② ﾘﾓｺﾝ本体　１個 ③ AC電源ｱﾀﾞﾌﾟﾀ　１個 ④ AVｹｰﾌﾞﾙ　１個 ⑤ B-CASｶｰﾄﾞ　１枚 ⑥ ﾘﾓｺﾝ用乾電池　２本 （動作確認用　単4） ⑦ ｼﾘｱﾙNoｼｰﾙ　１枚 ⑧ ﾏﾆｭｱﾙ　２枚 （かんたん操作、取扱説明書） ⑨ 保証書　１枚 （取扱説明書に添付）	
予定台数		約５万台	約２万台	

別紙３

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴センターの求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体という。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者（第三者を利用して当該行為を行う場合を含む。）

（１）　暴力的な要求行為を行う者

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）　その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、競争参加資格確認書兼競争参加申請書の提出をもって誓約します。